

組織規程
(平成 30 年 9 月 20 日)

第 1 章 総則

第 1 条 (目的)

一般財団法人社会変革推進機構 (以下「本法人」という。) 定款第 38 条第 3 項の規定に基づき、本法人の事務局の運営及び組織に関する事項は、本法人の定款に定めるもののほか、本規程による。

第 2 章 組織及び所掌事務

第 1 節 部署及びその所掌事務

第 2 条 (事務局)

事務局に、次の部及び室を置く。

総務部

経理財務部

広報部

監査部

コンプライアンス室

事業本部

調査研究部

第 3 条 (総務部)

総務部においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 評議員会、理事会、監事会及びアドバイザリーボードの庶務に関すること。
- (2) 定款その他諸規程に関すること。
- (3) 登記、諸願及び諸届に関すること。
- (4) 法人印の管守に関すること。
- (5) 文書の接受、発送及び保存に関すること。
- (6) 機密に関すること。
- (7) 人事及び労務に関すること。

- (8) 福利厚生に関すること。
- (9) 職員の研修に関すること。
- (10) 法人文書の開示及び公表並びに個人情報保護に関すること。
- (11) 役員秘書に関すること。
- (12) 本法人の業務に関する情報システムの統括、運営及び管理に関すること（ただし、第5条第2号によるウェブサイトの運営及び管理に関するものを除く。）。
- (13) 事業計画及び事業報告に関すること。
- (14) 前各号に掲げるもののほか、他の部の所掌に属さない事務に関すること。

第4条（経理財務部）

経理財務部においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 予算の作成及び管理に関すること。
- (2) 決算に関すること。
- (3) 交付金及び寄付金の受入れに関すること。
- (4) 物品の出納及び保管に関すること。
- (5) 固定資産の取得、管理及び処分に関すること。
- (6) 税務に関すること。
- (7) 収入及び支出に関すること。
- (8) 金銭及び有価証券の出納及び保管に関すること。
- (9) 資金の調達及び運用に関すること。
- (10) 契約に関すること。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、経理及び財務に必要な業務に関すること。

第5条（広報部）

広報部においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 民間公益活動の促進に資するための周知啓発活動及び広報活動に係る企画及び管理に関すること。
- (2) ブランディング、メディア対応、ウェブサイトの運営及び管理その他情報公開に関すること（ただし、他の部署の所掌とするものを除く）。

第6条（監査部）

監査部においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 民間公益活動促進業務規程に基づく監査に関すること。
- (2) 資金分配団体及び民間公益活動を行う団体に対する事業遂行上の監督に関すること。
- (3) 監督及び監査の過程において不正な事実が発覚した場合の必要な措置に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、監査に必要な業務に関すること。

第7条（コンプライアンス室）

コンプライアンス室においては、次の事務をつかさどる。

- (1) コンプライアンス施策の実施
- (2) コンプライアンス施策の実施状況のモニタリング
- (3) コンプライアンスに係る内部情報の管理
- (4) 内部通報制度の整備及び運用
- (5) コンプライアンス委員会の運営に関する事務
- (6) コンプライアンスに関する事項のコンプライアンス委員会に対する報告
- (7) その他コンプライアンス委員会が諮問した事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか、コンプライアンス施策に必要な業務に関すること。

第8条（事業本部）

事業本部においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 資金分配団体に対する助成等の実施に必要な資金についての助成又は貸付けに関すること。
- (2) 民間公益活動を行う団体に対する民間公益活動の実施に必要な資金の貸付けに関すること。
- (3) 社会課題の把握分析及び優先課題の設定に関すること。
- (4) 評価指針の策定に関すること
- (5) 助成事業の進捗管理及び成果評価の点検、検証に関すること。
- (6) 成果評価実施支援に関すること。
- (7) 民間公益活動の促進に資するための研修、ネットワーキング、国際交流に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、事業等実施に必要な業務に関すること。

第9条（調査研究部）

調査研究部においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 民間公益活動の促進に資する調査及び研究に関すること。
- (2) Knowledge Integrations Lab.（調査研究部の上層機関）に係る実務に関すること。

第2節 チーム等の設置及び事務分掌

第10条（チームの設置等）

1. 事務局の部には、定められた分掌事務に従い、事務の一部を分掌させるため、必要に応じてチームを設置することができる。
2. 常務理事及び部長は、担当する部において、必要なチームを組成し、その構成員を指名することができる。

3. チームの名称、分掌事務、設置期間、その他必要な事項については、理事会の決議によって定める。

第3章 職制

第11条（常務理事の分掌）

常務理事は、理事会にて別に定めるところにより所掌する部の業務を担当する。

第12条（職制）

部及び部に組成するチームにそれぞれ部長及びチームリーダーを置く。

第13条（部長の職務）

1. 部長（ただし、監査部長を除く。）は、担当常務理事の命を受け、その担当する部の所掌事務を統括し、担当常務理事を補佐する。
2. 監査部長は、理事長の命を受け、監査部の所掌事務を統括する。

第14条（チームリーダーの職務）

チームリーダーは、部長の命を受け、その担当するチームの所掌事務を統括する。

第15条（その他職員の職務）

その他事務局職員の職制及び役割区分については、理事会の決議により別に定める。

第4章 雑則

第16条（契約職員等）

事務局に嘱託及び臨時雇用員を置くことができる。

附 則（平成30年9月20日）

本規程は、一般財団法人社会変革推進機構の登記の日（平成30年9月20日）から施行する。